

きのう帰宅して、机の上に置かれていたドイツからの手紙が目にとまった。教会を描いた切手が封筒に貼られていたからである。ヨーロッパのどこにでもある教会のようでもある。しかし、どこか見覚えがある。郵便局のスタンプが押されて見えにくくなっているが、「二〇〇〇年。村の教会（ドルフキルヒエ）。ボーフム・シュテイーベル」と読めた。やはりそうだったのだ。

今から二九年前の秋、ドルトムントでの暮らしが始まってまもなく、指導教授が家庭に招いてくださった。奥様手作りのケーキを三個も頬張ってお腹が一杯になってきた頃、先生が提案された。「これから近くの教会で音楽会があるので、一緒に行きませんか」。地元の人々が日頃から練習を重ね、年に三、四回音楽会を開いているらしい。

先生の運転する車で、夕陽を浴びて緑濃くなった丘をいくつか越えて、やって来たのが「村の教会」だった。

五〇人は入れないような小さなロマネスクの教会。内部の壁には素朴な味わいのフレスコ画が描かれていて、好ましかった。バツハ、ヴィヴァルディ、シュツツなどの曲が演奏された。古い教会堂にヴァイオリンの演奏と合唱がみずみずしく響き渡った。とくに、小さなパイプオルガンの深々とした音色に心打たれた。

ドイツ史の研究を志した場合にも、多少専門的になつていくと、日本では手に入らない史料が必要になつてくる。歴史研究には史料が欠かせない。ぜひともドイツで学びたかった。しかも、研究の途上で示唆をうけた論文を書いている学者がドルトムントにいた。

その先生のかたわらでバツハを聴きながら、夢のようであった。なかなか打開できないでいた研究が少しずつ進み始めたのは、あの秋の日々であった。

図書館と著作権 ～質問にお答えして～

当館では現在、参考図書室の内外にコピー機^(注1)を2台設置して、セルフ式で複写サービスを行っています。この複写サービスは、情報を収集して提供するという図書館サービスの一環なのですが、「図書館法」の他に「著作権法」という法律にも則っています。今回は、皆さんからの質問にお答えする形で、図書館と著作権との関係についてご説明したいと思います。

Q1 図書館にあるコピー機でコピーをする時には、なぜ申込書を書かなければならないのですか？

A 著作権法が現在の形に全面改正されたのは昭和45年（1970年）です。この法律の「著作権の制限」の条項の一つ、「図書館等における複製」（第31条）では、利用者の求めに応じて図書館員が複製して提供するように定められています。しかし、時の流れのなかで、図書館員がコピーすることは不合理となり、日本複写権センターと大学図書館側とで長い間協議を重ねられました。その結果、著作権法遵守に関する誓約書を兼ねた複写申込書に利用者が必要事項を記入し、その複写が法31条の権利制限の条件を満たしていることを図書館職員が確認すること^(注2)で、利用者のセルフコピーを法の範囲内とするという趣旨の実務要項が決定されたのです。申込書の記入は法律を守るための最低限の決まりごとです。で、どうぞご理解ください。

Q2 著作物の一部分というと、楽譜は1曲全てをコピーできないのですか？

A 日本における著作権の保護期間は、外国人の場合の特例^(注2)はありますが、通常著作者（作曲者・作詞者等）の死後50年までです。ですから、バツハやモーツァルト作曲の楽曲まで「半分以内です」とは言いません。ただし、編曲や訳詞がされていて、編曲者や訳詞者の権利が存続している場合がありますので、ご注意ください。また、著作権は消滅しているも、1冊丸ごとコピーは、楽譜が売れなくなり、楽譜出版者の利益を侵害することになりかねませんので、ご遠慮いただいています。

Q3 演奏会で使用するために、図書館の楽譜をコピーできませんか？

A 「図書館における複製」（第31条）では、「必ず調査・研究目的であること」とされています。演奏会には、購入した楽譜、または、レンタル楽譜をお使いください。

(注1) コイン式ナリベドカード式コピー機
(注2) 戦時加算等